

## 議案第 77 号

### 伊賀市介護保険条例の一部改正について

伊賀市介護保険条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和元年6月4日提出

伊賀市長 岡 本 栄

### 記

#### 伊賀市介護保険条例の一部を改正する条例

伊賀市介護保険条例（平成 16 年伊賀市条例第 166 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「平成 30 年度」を「令和元年度から令和 2 年度までの各年度」に、「35, 231 円」を「29, 359 円」に改め、同条に次の 2 項を加える。

- 3 前項の規定は、第 1 項第 2 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和 2 年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「29, 359 円」とあるのは、「48, 932 円」と読み替えるものとする。
- 4 第 2 項の規定は、第 1 項第 3 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和 2 年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第 2 項中「29, 359 円」とあるのは、「56, 761 円」と読み替えるものとする。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の伊賀市介護保険条例第 4 条の規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成 30 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。